

☆「社会教育とは？」と問われたら・・・

- ◇ 学校教育に関係した法律「学校教育法」があるように、社会教育にも「社会教育法」が定められています。
同法で定義されている「社会教育」とは？

社会教育法第2条（社会教育の定義） Q1

この法律で**社会教育とは**、学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、**主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動**（体育及びレクリエーションの活動を含む）をいう。」とされています。

社会教育委員

社会教育委員についても同法に規定されています。

第4章 社会教育委員

第15条

都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、**教育委員会が委嘱する。**

第18条

社会教育委員の**委嘱の基準、定数及び任期**その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

—以下省略—

☆「社会教育委員の役割」は何でしょう？

- ◇ このことについても「社会教育法」に規定されています

第17条（社会教育委員の職務）

社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するために次の職務を行う。

- 1 社会教育に関する**諸計画を立案**すること。 Q2
 - 2 定時又は臨時に会議を開き、**教育委員会の諮問**に応じ、これに対して、**意見を述べる**こと。 Q3
 - 3 前2号の職務を行うために**必要な研究調査**を行うこと。 Q4
- 2 社会教育委員は、**教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べる**ことができる。 Q3
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、**助言と指導を与える**ことができる。 Q5

第13条（審議会等への諮問） Q6

国又は地方公共団体が**社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には**、あらかじめ、国にあっては・・・（中略）・・・**地方公共団体にあっては教育委員会が社会教育委員の会議**（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の**意見を聴いて行わなければならない。**

社会教育委員の設置は法律上義務ではありませんが、長崎県では全市町で社会教育委員が委嘱されています。**社会教育行政に住民の声を反映させることが重要だからです。**

社会教育の現場に出かけて、見て、聞いて、参加して、計画（施策）の立案
「動く社会教育委員、見える社会教育委員活動」

長崎県すべての社会教育委員の共通の努力目標に！！

自ら考え、行動する社会教育委員を目指して ～社会教育委員の心得7か条～

社会教育委員への期待

社会教育の理解者・推進者

社会教育の活性化

元気な
地域づくり